

公務上死亡災害の発生状況

(令和元年度認定分)

令和3年2月

地方公務員災害補償基金

ま　え　が　き

この報告書は、令和元年度に認定された常勤地方公務員の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

令和元年度に公務上の災害として認定された件数は26, 390件で、このうち死亡事案に係るものは44件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るもの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は減少傾向にあり、東日本大震災による死亡事案を除けば、近年では30～40件（人）前後で推移している状況です。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査にあたり御協力いただいた地方公務員災害補償基金各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げる次第です。

令和3年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 境 勉

目 次

第1 公務上死亡災害発生状況の概要	1
1 概要	1
2 地方公共団体の区分別公務上死亡者の状況	3
3 職員区分別公務上死亡者の状況	4
4 年齢段階別公務上死亡者の状況	6
5 事故の型別公務上死亡者の状況	7
6 起因物別公務上死亡者の状況	9
7 認定事由別公務上死亡者の状況	11
8 交通事故による公務上死亡災害の状況	14
9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況	16
第2 公務上死亡災害発生事例	17
1 交通事故による死亡事例	18
2 その他の死亡事例	18
(1) 過重労働による被災	18
(2) 石綿ばく露による被災	21
(3) その他の被災	22
第3 統計表	25
分類項目区分	35

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

1 概 要

本調査は、令和元年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、令和元年度認定分の公務上死亡者数は44人で、性別では男43人、女1人であった。

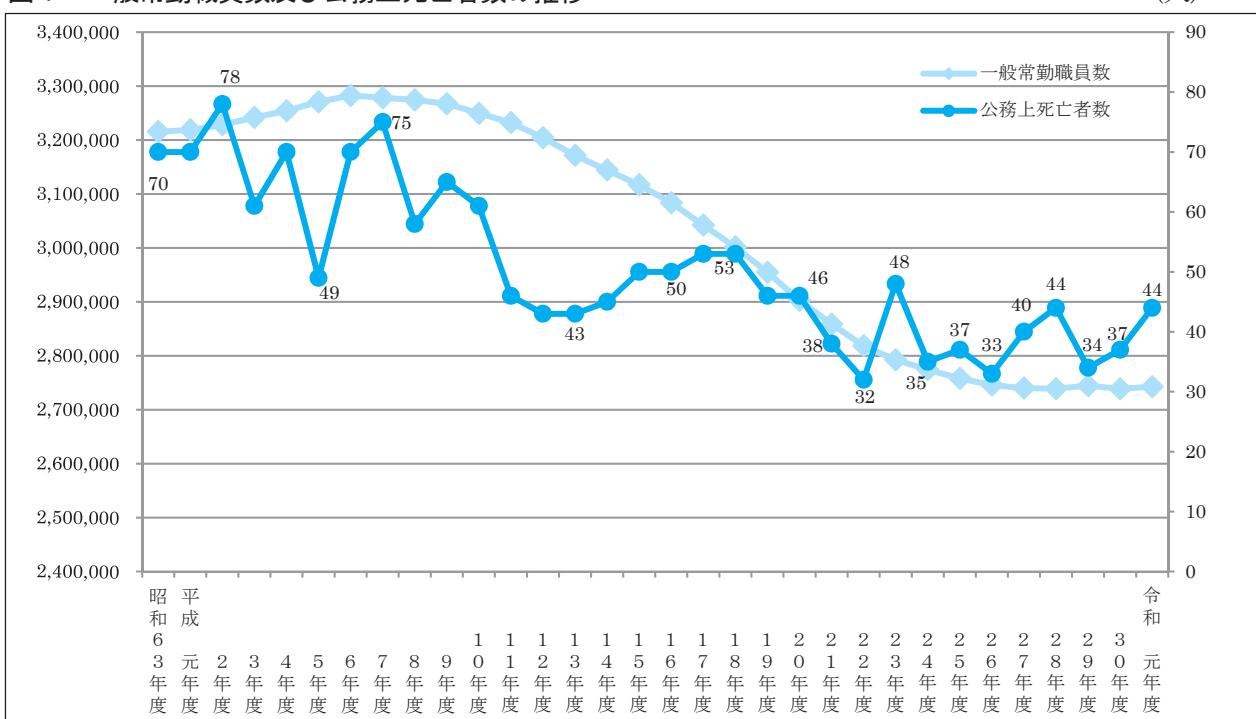
東日本大震災に起因する死亡者数を除けば、平成22年度以降は30～40人前後で推移している。

表1 男女別公務上死亡者数の推移（過去10年間） (人)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
男	29	44(197)	33(7)	33(1)	31(2)	37(1)	42(1)	29(1)	34(0)	43(0)
女	3	4(69)	2(9)	4(0)	2(0)	3(0)	2(0)	5(0)	3(0)	1(0)
計	32	48(266)	35(16)	37(1)	33(2)	40(1)	44(1)	34(1)	37(0)	44(0)

(注) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死亡者数（外数）である。

図1 一般常勤職員数及び公務上死亡者数の推移 (人)

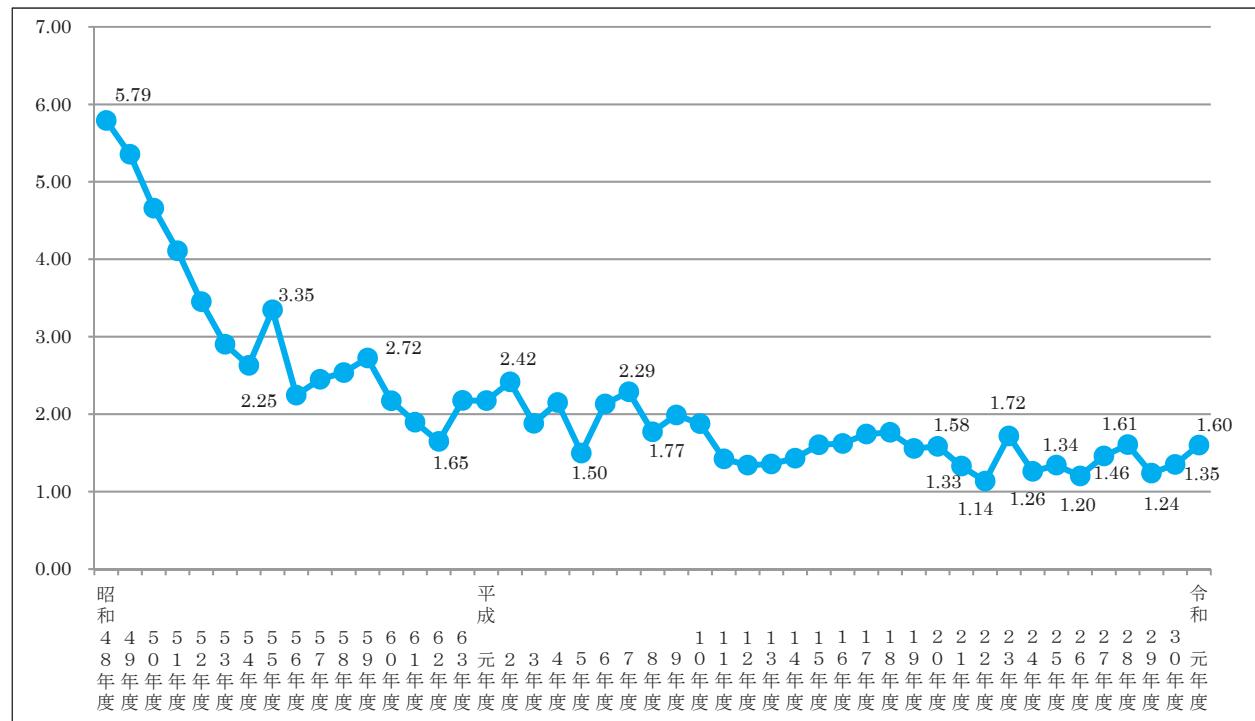


職員 10万人当たりの公務災害死亡率は、昭和48年度には5.79人であったが年々低下を続け、その間若干の増減はあるものの平成8年度以降は1人台で推移している。

(第3 統計表 第1表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図2 公務上死者数10万人率の推移

(人)



2 地方公共団体の区別公務上死亡者の状況

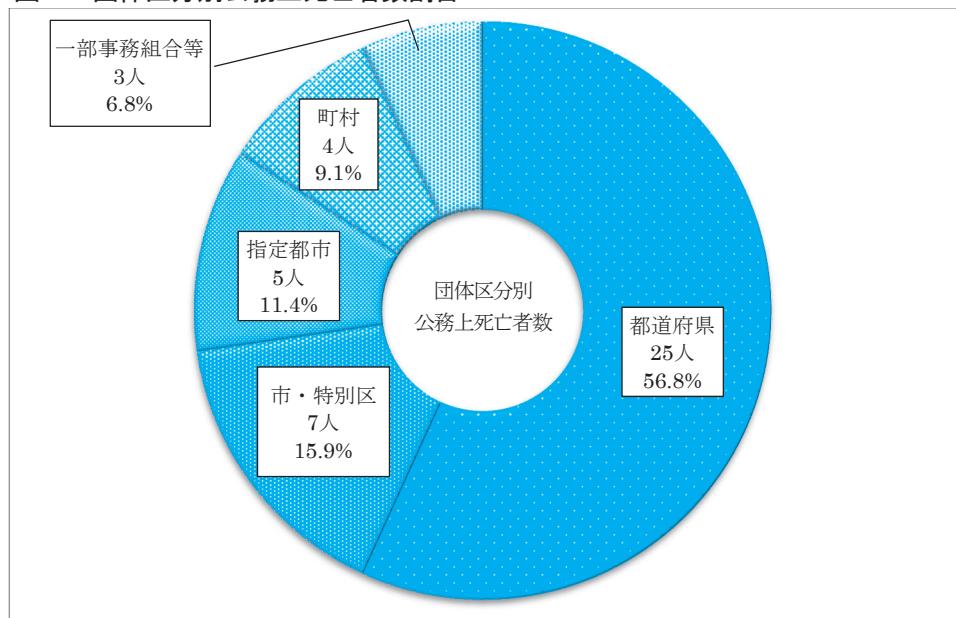
令和元年度認定分の公務上死亡者数を地方公共団体の区別別にみると、「都道府県」が25人(56.8%)で最も多く、次いで「市・特別区」の7人(15.9%)などの順となっている。
(第3 統計表 第2表「支部別・団体区別公務上死亡者数」参照)

表2 団体区別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都道府県	47	25
市・特別区	795	7
指定都市	20	5
町村	926	4
一部事務組合等	1,491	3
合計	3,279	44

(注) 対象団体数は、総務省「市町村数の推移表(詳細版)」等による。

図3 団体区別公務上死亡者数割合



(注) 各図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

表3 団体区別公務上死亡者数の推移(過去5年間) (人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都道府県	21	26	17	16	25
市・特別区	11	5	10	7	7
指定都市	3	10	3	2	5
町村	2	-	2	2	4
一部事務組合等	3	3	2	10	3
合計	40	44	34	37	44

3 職員区分別公務上死者の状況

令和元年度認定分の公務上死者数を職員区分別（職員区分の説明等については、35ページ参照）にみると、「その他の職員」の15人（34.1%）が最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の9人（20.5%）、「義務教育学校職員」の6人（13.6%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「その他の職員」が7人増、「義務教育学校職員」が3人増、「運輸事業職員」が2人増、「電気・ガス・水道事業職員」が1人増となっており、このほかは同数または減少であった。

表4 職員区分別公務上死者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分	認定年度	平成	平成	平成	平成	令和元年度	
		27年度	28年度	29年度	30年度	前年比	構成比
義務教育学校職員	4	6	7	3	6	+3	13.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	2	2	2	2	9	+7	20.5%
警察職員	6	6	5	9	4	-5	9.1%
消防職員	4	17	5	10	4	-6	9.1%
電気・ガス・水道事業職員	2	1	2	2	3	+1	6.8%
運輸事業職員	1	2	1	1	3	+2	6.8%
清掃事業職員	2	2	-	2	-	-2	-
船員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	19	8	12	8	15	+7	34.1%
合計	40	44	34	37	44	+7	100.0%

公務上死者の死亡原因を傷病区分別にみると、「疾病による死亡」の34人（77.3%）が最も多く、「公務上の負傷」は9人（20.5%）、「公務上の負傷又は疾病によらないその他の死亡（以下「その他の死亡」という。）」は1人（2.3%）となっている。

図4 傷病区分別公務上死者数割合

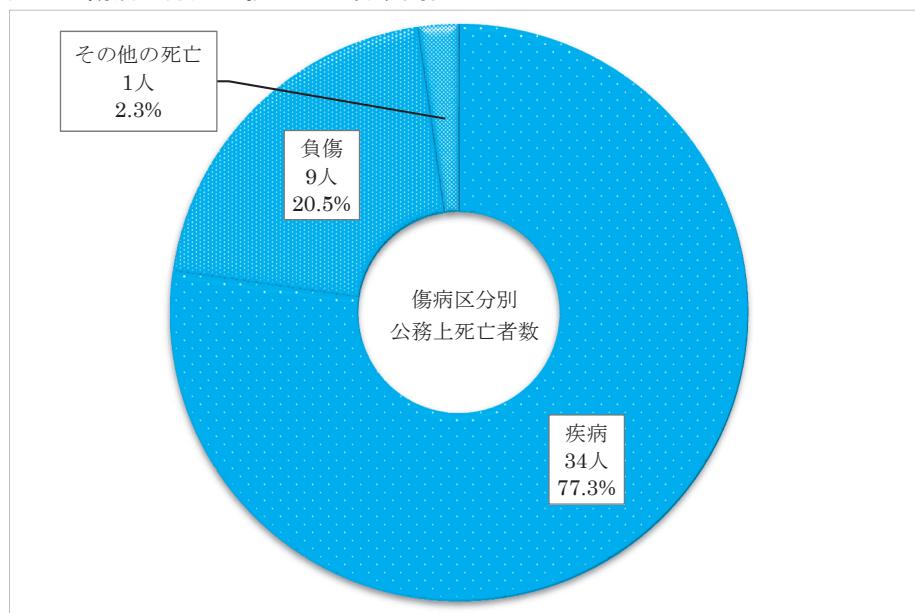


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死者数

(人)

職員区分	傷病区分	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
			構成比		構成比		構成比		構成比
義務教育学校職員	1	11.1%	5	14.7%	-	-	-	6	13.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	9	26.5%	-	-	-	9	20.5%
警察職員	1	11.1%	3	8.8%	-	-	-	4	9.1%
消防職員	1	11.1%	3	8.8%	-	-	-	4	9.1%
電気・ガス・水道事業職員	2	22.2%	1	2.9%	-	-	-	3	6.8%
運輸事業職員	-	-	3	8.8%	-	-	-	3	6.8%
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
船員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	4	44.4%	10	29.4%	1	100.0%	15	34.1%	
合計	9	100.0%	34	100.0%	1	100.0%	44	100.0%	

負傷による公務上死者9人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の4人(44.4%)が最も多く、次いで「電気・ガス・水道事業職員」の2人(22.2%)などの順であった。

疾病による公務上死者34人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の10人(29.4%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の9人(26.5%)、「義務教育学校職員」の5人(14.7%)などの順であった。

その他の死亡による公務上死者は、「その他の職員」が1人(100.0%)であった。

(第3 統計表 第7表 「認定事由別・職員区分別公務上死者数」参照)

4 年齢段階別公務上死亡者の状況

令和元年度認定分の公務上死者数を災害発生時の年齢段階別にみると、50歳から59歳までの年齢層が17人（38.6%）で最も多く、次いで30歳から39歳までの年齢層が10人（22.7%）、40歳から49歳までの年齢層が8人（18.2%）、60歳以上の年齢層が7人（15.9%）、20歳から29歳までの年齢層が2人（4.5%）の順となっている。

表6 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)

年齢段階	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	-	-	1	2.9%	1	100.0%	2	4.5%
30～39歳	1	11.1%	9	26.5%	-	-	10	22.7%
40～49歳	3	33.3%	5	14.7%	-	-	8	18.2%
50～59歳	4	44.4%	13	38.2%	-	-	17	38.6%
60歳以上	1	11.1%	6	17.6%	-	-	7	15.9%
計	9	100.0%	34	100.0%	1	100.0%	44	100.0%

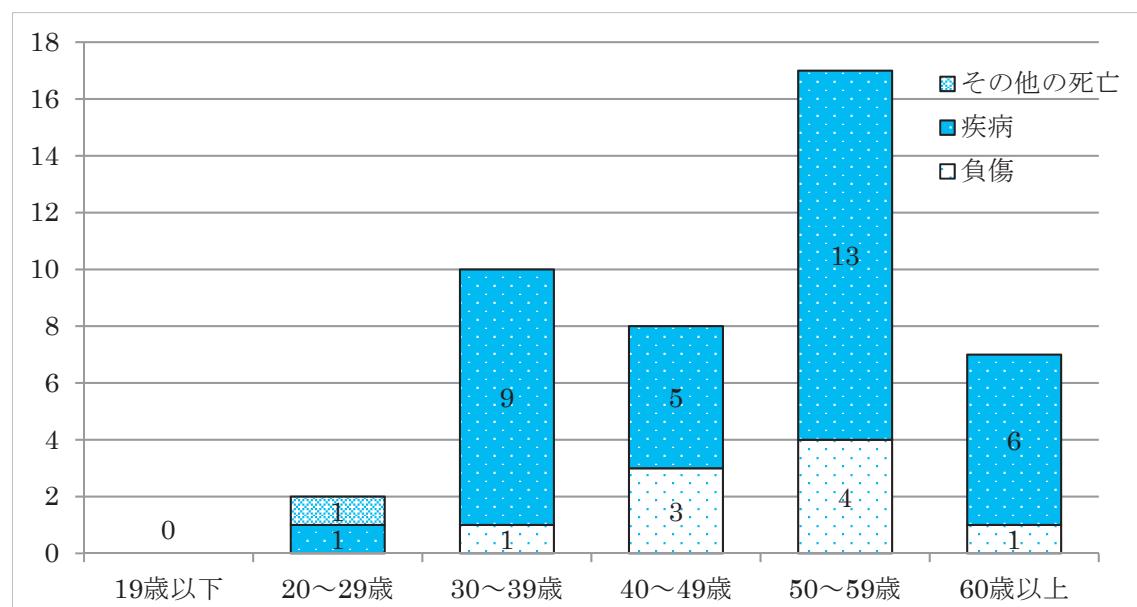
死亡原因を年齢段階別にみると、負傷による死亡では、50歳台の4人（44.4%）が最も多く、次いで40歳台の3人（33.3%）、30歳台、60歳以上のそれぞれ1人（11.1%）であった。

疾病による死亡では、50歳台の13人（38.2%）が最も多く、次いで30歳台の9人（26.5%）、60歳以上の6人（17.6%）などの順であった。

その他の死亡は、20歳台が1人（100.0%）であった。

(第3 統計表 第4表「年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

図5 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)



5 事故の型別公務上死亡者の状況

令和元年度認定分の公務上死者数を事故の型別（事故の型の説明等については、35～36ページを参照）にみると、「その他」の26人（59.1%）が最も多く、次いで「墜落・転落」の9人（20.5%）、「有害物等との接触」の5人（11.4%）、交通事故の2人（4.5%）などの順となっている。

なお、「墜落・転落」による公務上死者9人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」が5人（55.6%）、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「消防職員」、「電気・ガス・水道事業職員」がそれぞれ1人（11.1%）であった。

（第3 統計表 第5表「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（上位のみ・「その他」を除く）（人）

事故の型	合計	職員区分	内訳
墜 落 ・ 転 落	9	そ の 他 の 職 員	5
		義 務 教 育 学 校 職 員	1
		義 勿 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	1
		消 防 職 員	1
		電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1
有 害 物 等 と の 接 触	5	運 輸 事 業 職 員	3
		消 防 職 員	1
		電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1
交 通 事 故	2	電 气 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	1
		そ の 他 の 職 員	1

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

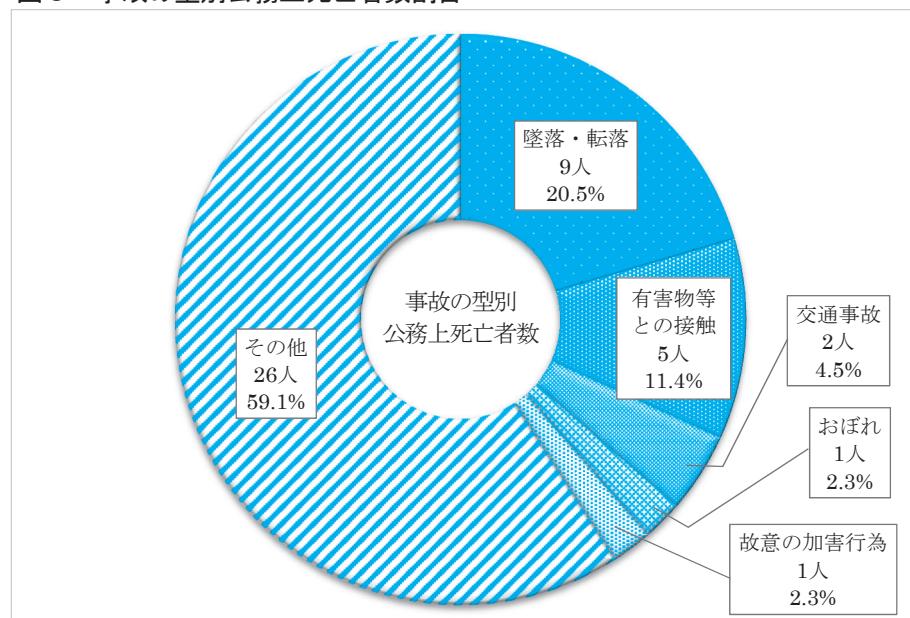


表8 事故の型別公務上死者数の推移（過去5年間・降順）

(人)

事故の型	認定年度 平成 27年度	合計					構成比
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		
墜落・転落	6	14	7	11	9	47	23.6%
有害物等との接触	2	5	3	2	5	17	8.5%
交通事故	3	2	2	7	2	16	8.0%
おぼれ	2	1	2	-	1	6	3.0%
故意の加害行為	1	-	-	2	1	4	2.0%
高温・低温の物との接触	-	1	1	1	-	3	1.5%
火災	-	-	1	2	-	3	1.5%
はさまれ・巻き込まれ	1	-	1	-	-	2	1.0%
激突	-	-	1	-	-	1	0.5%
転倒	-	-	-	1	-	1	0.5%
その他	25	21	16	11	26	99	49.7%
合計	40	44	34	37	44	199	100.0%

過去5年間の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の47人(23.6%)が最も多く、次いで「有害物等との接触」の17人(8.5%)、「交通事故」の16人(8.0%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「その他」を除くと「有害物等との接触」が3人増、「おぼれ」が1人増となっており、このほかは同数または減少であった。

6 起因物別公務上死亡者の状況

令和元年度認定分の公務上死者数を起因物別（起因物の説明等については37～39ページ参照）にみると、「その他の起因物」が15人（34.1%）で最も多く、次いで「起因物なし」の11人（25.0%）、「仮設物、建築物、構築物等」及び「物質等」の6人（13.6%）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

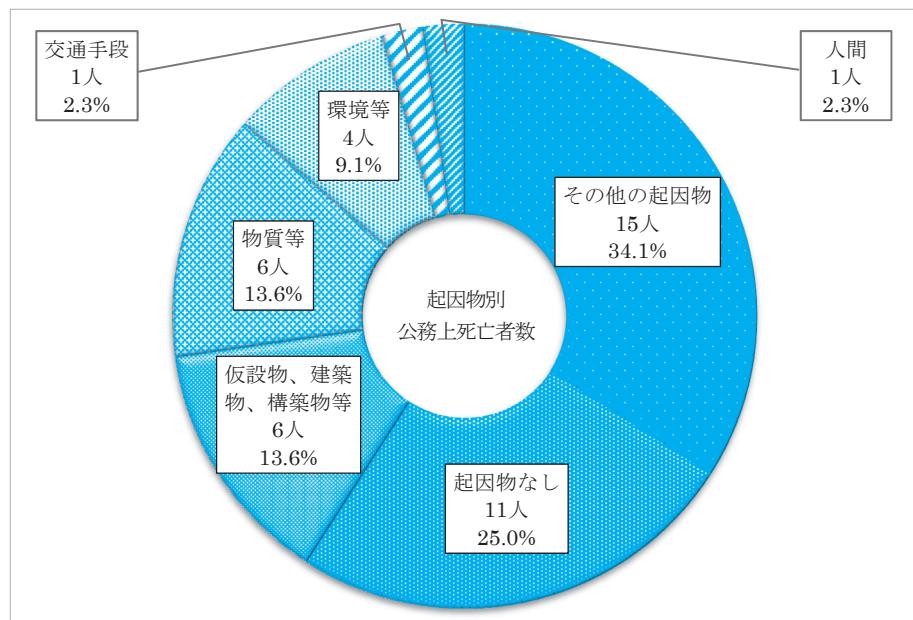


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

起因物	認定年度						令和元年度	合計	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			構成比	
動力機械		1	-	-	-	-	1	0.5%	
交通手段		5	2	3	6	1	17	8.5%	
装置等		1	-	1	3	-	5	2.5%	
仮設物、建築物、構築物等		1	3	3	-	6	13	6.5%	
物質等		2	8	3	5	6	24	12.1%	
環境等		5	1	6	7	4	23	11.6%	
人間		-	1	-	3	1	5	2.5%	
その他の起因物		9	16	8	10	15	58	29.1%	
起因物なし		16	13	10	3	11	53	26.6%	
合計		40	44	34	37	44	199	100.0%	

過去5年間の合計を起因物別にみると、「その他の起因物」の58人（29.1%）が最も多く、次いで「起因物なし」の53人（26.6%）、「物質等」の24人（12.1%）、「環境等」の23人（11.6%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「起因物なし」が8人増、「仮設物、建築物、構築物等」が6人増、「その他の起因物」が5人増、「物質等」が1人増で、このほかは同数または減少であった。

7 認定事由別公務上死亡者の状況

令和元年度認定分の公務上死者数を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」が5人(11.4%)で最も多く、次いで「出退勤途上(公務上のもの)」の2人(4.5%)、「出張中又は赴任途上」及び「職務遂行に伴う怨恨」のそれぞれ1人(2.3%)の順となっている。

また、疾病については、「精神疾患」が17人(38.6%)で最も多く、次いで「心疾患」の8人(18.2%)、「その他」の3人(6.8%)などの順となっている。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

認定事由		合計 構成比	職員区分		内訳 構成比	
負傷	自己の職務遂行中	5 11.4%	義務教育学校職員	1	2.3%	
			消防職員	1	2.3%	
			電気・ガス・水道事業職員	1	2.3%	
			その他の職員	2	4.5%	
	出張中又は赴任途上	1 2.3%	その他の職員	1	2.3%	
	出退勤途上 (公務上のもの)	2 4.5%	電気・ガス・水道事業職員	1	2.3%	
			その他の職員	1	2.3%	
	職務遂行に伴う怨恨	1 2.3%	警察察職員	1	2.3%	
疾病	職業病	2 4.5%	電気・ガス・水道事業職員	1	2.3%	
			運輸事業職員	1	2.3%	
	脳疾患	2 4.5%	義務教育学校職員	2	4.5%	
	心疾患	8 18.2%	義務教育学校職員	2	4.5%	
			義務教育学校職員以外の教育職員	2	4.5%	
			警察察職員	2	4.5%	
			その他の職員	2	4.5%	
	精神疾患	17 38.6%	義務教育学校職員	1	2.3%	
			義務教育学校職員以外の教育職員	7	15.9%	
			消防職員	1	2.3%	
			その他の職員	8	18.2%	
	その他公務起因性の明らかな疾病	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	2 4.5%	消防職員	2	4.5%
		その他	警察察職員	1	2.3%	
			運輸事業職員	2	4.5%	
その他の死亡		1 2.3%	その他の職員	1	2.3%	

図8 認定事由別公務上死亡者数割合（負傷）

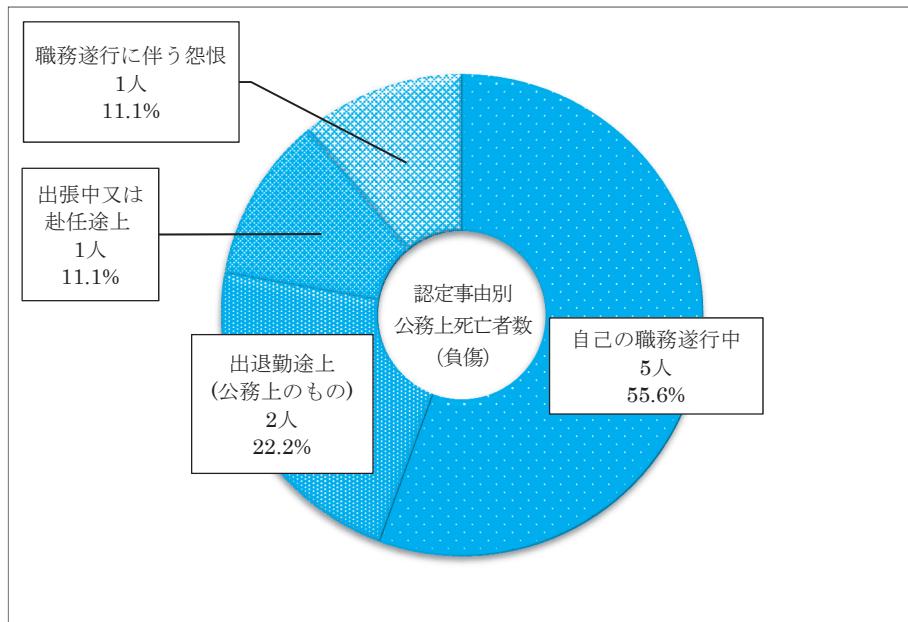


図9 認定事由別公務上死亡者数割合（疾病）

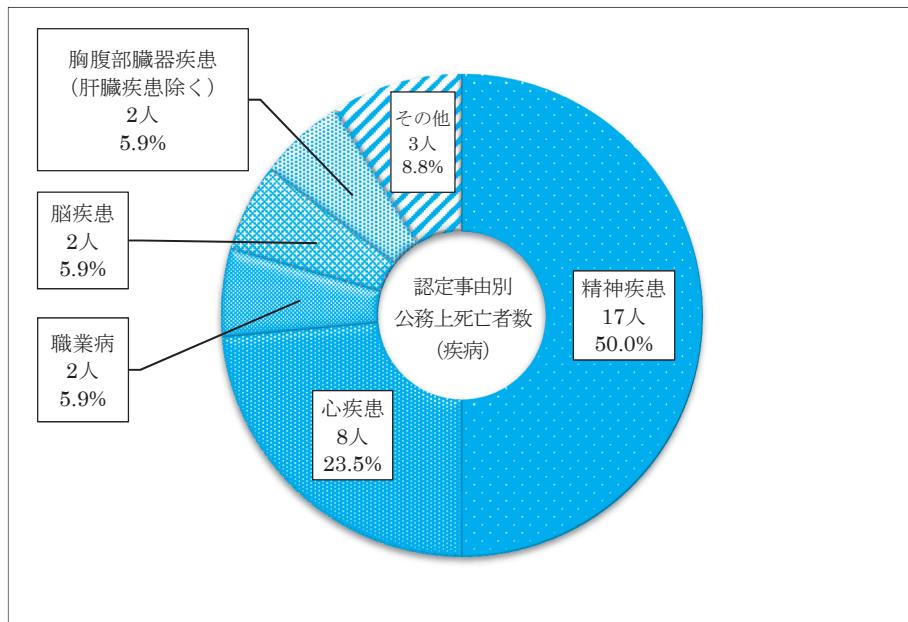


表11 認定事由別公務上死亡者数の推移(過去5年間)

(人)

認定事由	認定年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	合計	
							構成比	
負傷	自己の職務遂行中	2	2	7	13	5	29	14.6%
	訓練中	-	9	-	-	-	9	4.5%
	担当外の職務遂行中	-	-	-	1	-	1	0.5%
	出張中又は赴任途上	3	1	3	1	1	9	4.5%
	出退勤途上(公務上のもの)	1	2	-	1	2	6	3.0%
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	1	1	0.5%
	計	6	14	10	16	9	55	27.6%
疾病	公務上の負傷による疾病	3	-	-	-	-	3	1.5%
	職業病	4	5	1	1	2	13	6.5%
	脳疾患	3	4	2	3	2	14	7.0%
	心疾患	7	4	3	2	8	24	12.1%
	精神疾患	9	10	12	2	17	50	25.1%
	その他公務	呼吸器疾患	2	5	-	-	7	3.5%
	起因性の明	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	2	-	2	2.0%
	らかな疾病	その他	-	-	-	3	3	3.0%
	計	28	28	20	11	34	121	60.8%
その他の死亡		6	2	4	10	1	23	11.6%
合計		40	44	34	37	44	199	100.0%

過去5年間の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の29人(14.6%)が最も多く、次いで「訓練中」、「出張中又は赴任途上」の9人(4.5%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の6人(3.0%)などの順となっている。

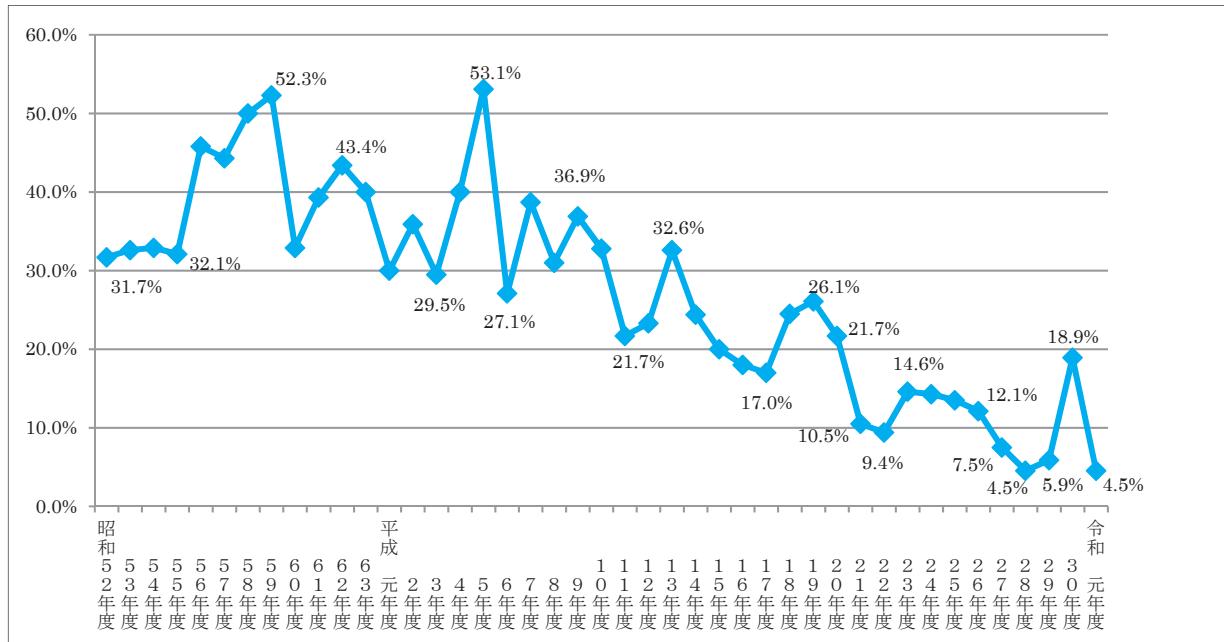
疾病については、「精神疾患」の50人(25.1%)が最も多く、次いで「心疾患」の24人(12.1%)、「脳疾患」の14人(7.0%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「出退勤途上(公務上のもの)」及び「職務遂行に伴う怨恨」が1人増で、このほかは同数または減少であった。疾病については、「精神疾患」が15人増、「心疾患」が6人増、「胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)」が2人増、「職業病」が1人増で、このほかは同数または減少であった。

8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死亡者数の全体に占める割合は、昭和50年代から30～50%台で推移していたが、平成5年度の53.1%をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にあり、平成30年度は増加したが、令和元年度は再び減少した。

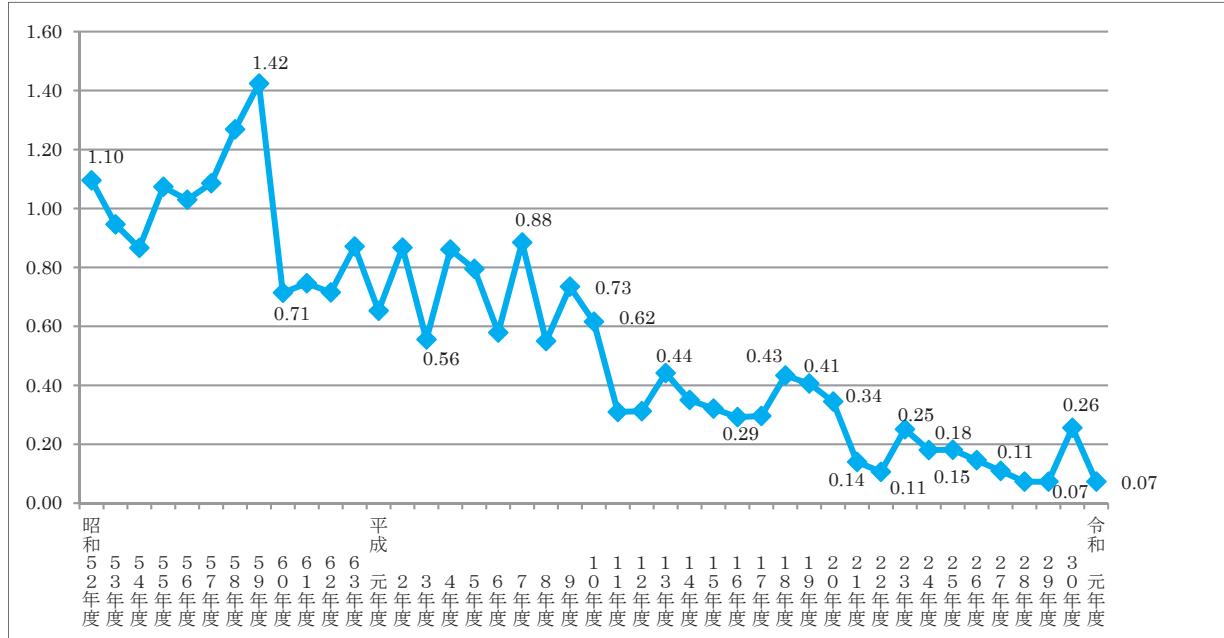
図10 交通事故による公務上死亡者数割合の推移



職員 10万人当たりの交通事故による公務災害死亡率は、昭和 59 年度の 1.42 人をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にあり、平成 30 年度は増加したが、令和元年度は再び減少した。

(第3 統計表 第8表「交通事故による公務上死亡者数」参照)

図11 交通事故による公務上死者数10万人率の推移 (人)



令和元年度の交通事故による公務上死者 2 人を職員区分別にみると、「電気・ガス・水道事業職員」及び「その他の職員」となっている。

また、勤務態様別ではいずれも「通勤途上」となっている。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死者数割合

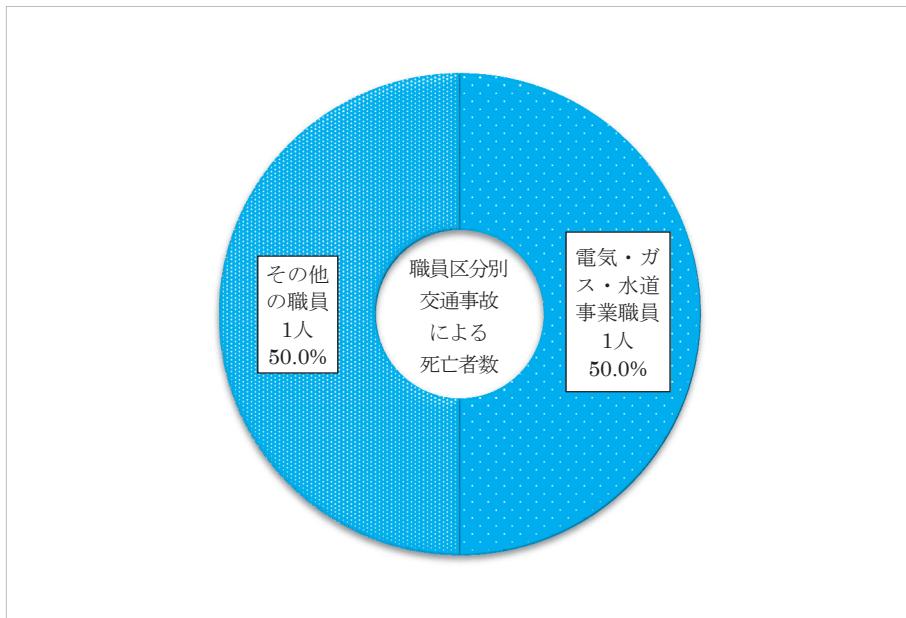
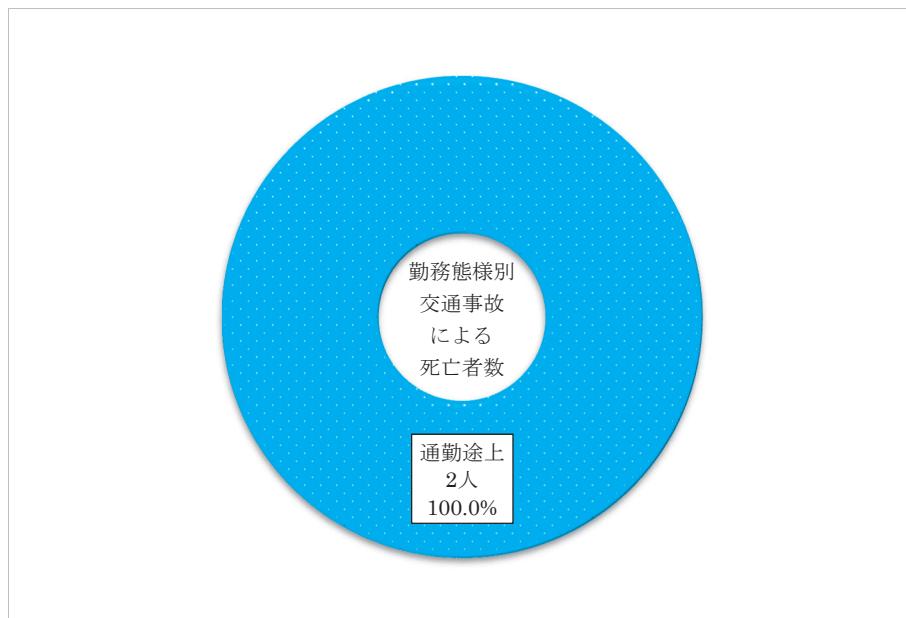


図13 勤務態様別交通事故による死者数割合



9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

令和元年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条(注)に規定する特殊公務災害に該当する事例はなかった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分 ＼認定年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	合計
警察職員	1	-	-	4	-	5
消防職員	-	-	-	-	-	-
合計	1	-	-	4	-	5

(注) 地方公務員災害補償法第46条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（以下略）

第2 公務上死亡災害発生事例

凡　　例

1 本資料の掲載事例は、令和元年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、地方公務員災害補償基金支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

2 事例は「交通事故による死亡事例」及び「その他の死亡事例」に分類し、さらに後者は「過重労働による被災」、「石綿ばく露による被災」及び「その他の被災」に分類している。

3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

(1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

(2) 職員の区分

職員区分の説明等については35ページ参照。

(3) 死亡年齢

(4) 災害発生年月

(5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

第2 公務上死亡災害発生事例

1 交通事故による死亡事例

【事例1】出勤途中で、凍結路面によりスリップし、法面に転落後電柱に激突した

2 その他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例2】就寝中に心臓疾患を発症し、病院に救急搬送された

【事例3】暴風警報による被害状況確認のために出勤した際に、くも膜下出血を発症した

【事例4】特に過重な業務に従事したことによる精神的・肉体的負荷が原因で、自宅で急性心不全を発症した

【事例5】部活動の指導中に突然倒れ、救急車で搬送された

【事例6】長距離出張の翌日の部活動の練習指導後、自宅トイレ内で倒れた

【事例7】車内で心肺停止状態で発見された

【事例8】自宅アパートで首にロープを巻いた状態で発見された

【事例9】職務内容の著しい変化や長時間労働、人間関係の悪化によりうつ病を発症した

【事例10】自宅の布団の上で倒れているのを発見された

(2) 石綿ばく露による被災

【事例11】水道本管（石綿管）の切断や補修等の業務に従事したことによるばく露

【事例12】消火活動で長年に渡る破壊活動等の業務に従事したことによるばく露

(3) その他の被災

【事例13】学校の除草作業後、熱中症に伴う急性心筋梗塞により死亡した

【事例14】施設安全点検を実施中、バランスを崩し転落した

【事例15】治山事業計画地の調査中、渓谷へ転落した

【事例16】救助訓練中、誤って訓練塔から転落した

【事例17】小規模貯水槽調査業務に従事していた際、タラップが破損し転落した

【事例18】護岸の点検作業を実施中、護岸から転落した

1 交通事故による死亡事例

【事例 1】出勤途中で、凍結路面によりスリップし、法面に転落後電柱に激突した

団体区分：市町村等 職員の区分：電気・ガス・水道事業職員
死亡年齢：40歳台 災害発生年月：平成31年2月
傷病名：頸椎損傷(C5-7) 喉咽頭出血 外傷性くも膜下出血 多発肋骨骨折
右血氣胸 肋間動脈損傷 胸骨骨折 前縦隔血腫 肝損傷 腹腔内
出血 左寛骨臼脱臼骨折 右腋窩動脈損傷 出血性ショック 低酸
素性脳症

(概要)

被災職員は水道管の漏水対応のため自家用車で緊急出勤する途中で、凍結路面によりスリップし、法面に転落後電柱に激突したことで、頭部及び右半身を強く打ち死亡した。

(安全・衛生対策)

現場に急行しなければならない場合でも事故・違反等を起こさないよう出発時に声掛けするなど再発防止に努めている。また、冬期間や雨天時等の出勤時には慎重な運転と予報等を確認しながら職員相互に共通意識を持ち、遅れるような場合には連絡をし、急ぐことなく安全に出勤できるよう声掛けをしている。更に警察署員を講師に迎えた安全運転者研修も継続し、意識の向上と知識の習得を図っている。

2 その他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例 2】就寝中に心臓疾患を発症し、病院に救急搬送された

団体区分：都道府県 職員の区分：その他の職員
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：平成27年12月
傷病名：急性心臓死

(概要)

被災職員は就寝中に心臓疾患を発症し、病院に救急搬送されたが、およそ1時間半後に死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

超過勤務の事前命令と事後確認の徹底、定時退庁日の設定、業務支援の活用等により、長時間勤務の是正に取り組んでいる。また、徹底した業務見直しを行うとともに、長時間勤務者がいる所属においては、特定の職員への業務の偏りを見直すため、所属長によるヒアリングを実施している。

【事例 3】暴風警報による被害状況確認のために出勤した際に、くも膜下出血を発症した

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員

死亡年齢：50歳台 災害発生年月：平成30年4月

傷病名：くも膜下出血（前交通動脈瘤破裂）

(概要)

被災職員は長時間の時間外勤務が継続する状況で、被災前日の暴風警報による被害状況確認のため自校に出勤した際に、認定傷病を発症し、死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 職員定期健康診断や人間ドックの結果について、異常等が認められた場合には、再検査を受診することの徹底を図る。
- 2 持病を抱え、薬を服薬している教職員を把握し、定期通院等が確実になされているか確認する。
- 3 体調不良の場合は、無理をせず、通院や治療に専念するよう職員会議等で呼びかけを行う。
- 4 在校時間の管理を確実に行い、時間外勤務の多い職員への呼びかけをはじめ、組織として、衛生委員会をさらに実効性のあるものにするとともに働き方改革を一層推進する。

【事例 4】特に過重な業務に従事したことによる精神的・肉体的負荷が原因で、自宅で急性心不全を発症した

団体区分：都道府県 職員の区分：警察職員

死亡年齢：40歳台 災害発生年月：平成28年11月

傷病名：急性心不全

(概要)

被災職員は殺人、強盗、強姦等の重要事案を担当しており、日常業務と比較して特に過重な業務に従事したことによる精神的・肉体的負荷が原因で、自宅にて急性心不全を発症し、死亡した。

(安全・衛生対策)

現在では、重要事件が発生した場合であっても、1か月の時間外勤務が80時間を超えないよう勤務管理を徹底しているほか、年休及び特別休暇の取得等のワークライフバランスを推進し、勤務環境の改善を図っている。

【事例 5】部活動の指導中に突然倒れ、救急車で搬送された

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員

死亡年齢：30歳台 災害発生年月：平成30年12月

傷病名：心室細動

(概要)

被災職員は部活動の指導において、神社の階段を上るトレーニング中、突然倒れ、救急車で搬送されたが、翌日に死亡した。

(安全・衛生対策)

学校安全衛生委員会による勤務時間、業務内容の見直し、業務負担の軽減対策や教職員の健康相談の実施（臨床心理士による全教職員へのスクリーニング及び相談、校長による全職員への個別面談）。全職員対象の救急救命措置の講習の継続。

【事例6】長距離出張の翌日の部活動の練習指導後、自宅トイレ内で倒れた

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：平成30年8月
傷病名：くも膜下出血

(概要)

被災職員は4日間にわたる長距離出張を終え、深夜に帰宅後、翌朝7時半から部活動の練習指導に従事した。午後7時頃自宅トイレ内で倒れ、搬送先で死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

部活動のガイドラインの遵守を徹底するとともに、管理職による業務改善といった教職員の働き方改革の取り組みを推進している。

【事例7】車内で心肺停止状態で発見された

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：50歳台 災害発生年月：平成29年12月
傷病名：心筋梗塞

(概要)

被災職員は「職場に行く」と自宅を出発したが、午後10時になんでも帰宅しないため警察に捜索を要請したところ、公園に駐車している車内で心肺停止状態で発見され、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

教職員の時間外業務削減に向け、「学校における働き方改革」に沿った環境整備を進めるとともに、時間外在校等時間が上限時間（原則月45時間以内、年360時間以内）を超えないよう業務量の管理を徹底するよう管理職を指導している。

【事例8】自宅アパートで首にロープを巻いた状態で発見された

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員以外の教育職員
死亡年齢：30歳台 災害発生年月：平成28年2月
傷病名：縊死

(概要)

被災職員は、高等学校教諭として担任を務めるほか、研究リーダーも任され、多忙な毎日を送っていた。月曜日の朝、出勤しないので、教頭が本人の自宅アパートに確認に行くと、首にロープを巻いた状態でうつむくようにドアにもたれかかっているのが発見され、救急搬送されたが死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

「超過勤務時間の縮減」「分掌の見直し等による業務集中の回避」「風通しのよい職場づくり」について、校長会の全体会で指示している。

【事例9】職務内容の著しい変化や長時間労働、人間関係の悪化によりうつ病を発症した

団体区分：都道府県

職員の区分：消防職員

死亡年齢：40歳台

災害発生年月：平成18年5月

傷病名：縊死

(概要)

被災職員は職務内容の著しい変化や長時間に及ぶ時間外勤務、人間関係の悪化によりうつ病を発症し縊死した。

(安全・衛生対策)

メンタルヘルス対策として、職員が対応する相談窓口及び外部委託による相談窓口の2つを設置している。

【事例10】自宅の布団の上で倒れているのを発見された

団体区分：都道府県

職員の区分：警察職員

死亡年齢：50歳台

災害発生年月：平成29年12月

傷病名：虚血性心不全

(概要)

同僚が被災職員に電話連絡するも応答がないことから、自宅を訪問して確認したところ、布団の上で倒れているのを発見した。医療機関に救急搬送されたが「虚血性心不全」による死亡と確認された。

(安全・衛生対策)

健康管理本部による講話を実施し、健康管理に留意して職務に従事するよう、徹底を図っている。

(2) 石綿ばく露による被災

【事例11】水道本管（石綿管）の切断や補修等の業務に従事したことによるばく露

団体区分：市町村等

職員の区分：電気・ガス・水道事業職員

死亡年齢：70歳台

災害発生年月：平成29年10月

傷病名：肺扁平上皮癌

(概要)

被災職員は水道係職員として、水道本管（石綿管）の切断や補修等を行っていた際、大量の石綿を吸引したことにより、肺扁平上皮癌を発症した。

(安全・衛生対策)

過去に石綿作業に従事し、労働安全衛生法に基づく「健康管理手帳」が公布された地方公共団体の職員であった離職者について、厚生労働省労働基準局長が定める方法により健診を実施し、費用等は事業主が負担することとしている。

【事例 1 2】 消火活動で長年に渡る破壊活動等の業務に従事したことによるばく露

団体区分：市町村等 職員の区分：消防職員

死亡年齢：60歳台 災害発生年月：平成30年9月

傷病名：胸膜中皮腫

(概要)

被災職員は消防吏員として勤務していた当時、消火活動で長年に渡る破壊活動等により、アスベストを吸い込み、胸膜中皮腫を発症した。

(安全・衛生対策)

当時、空気呼吸器は消防隊員全員分が配備されておらず、屋内進入する時以外は空気呼吸器を使用せず消火活動等を行っていた。平成17年に消防庁から石綿に対する安全対策等の実施に関して通知もでており、現在では空気呼吸器又は防塵マスク等の着装が徹底されている。

(3) その他の被災

【事例 1 3】 学校の除草作業後、熱中症に伴う急性心筋梗塞により死亡した

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員

死亡年齢：50歳台 災害発生年月：平成27年9月

傷病名：熱中症に伴う急性心筋梗塞

(概要)

被災職員は学校の除草作業後、気分が悪くなり教室の前で座り込み横になった。職員の通報により救急車で搬送されたが、救急隊員の呼びかけに対しては正確に受け答えをしていた。しかし、病院での点滴治療中に嘔吐し、容態が急変し、熱中症に伴う急性心筋梗塞により死亡した。

(安全・衛生対策)

各所属に、職場における熱中症の予防対策について通知を発出し、注意喚起を行った。

【事例 1 4】 施設安全点検を実施中、バランスを崩し転落した

団体区分：都道府県 職員の区分：義務教育学校職員

死亡年齢：50歳台 災害発生年月：令和元年9月

傷病名：胸・腹腔内臓器損傷 頸椎脱臼

(概要)

被災職員は台風通過後に3階建て校舎の屋上のフェンスの外に出て施設安全点検を実施中、バランスを崩し中庭に転落し心肺停止状態となり、医療機関へ救急搬送後、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

教育委員会から各学校長あてに改めて安全点検実施時における留意事項について通知を発出し、施設点検の際は実施者の十分な安全を確保し、屋上の点検の際は、フェンスの外側には出ず、高架水槽はタラップを登らず目視で点検するよう、周知徹底を行った。

【事例15】治山事業計画地の調査中、渓谷へ転落した

団体区分：都道府県

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：50歳台

災害発生年月：令和元年6月

傷病名：多発外傷

(概要)

被災職員は治山事業計画地の調査のため、渓谷沿いの山道を移動中、岩に足を滑らせバランスを崩して滑落。10m下の渓谷へ転落し、死亡した。

(安全・衛生対策)

現地に出かける職員に対し、安全に留意するよう声掛けを行う。前日までの天候や外的要因、現地までの経路について情報整理し把握する。現地立入の際に気を付けることをまとめた「安全チェックリスト」を全公用車に配備し、危険性のある業務に従事する前に、関係職員全員で安全確認を行う。

【事例16】救助訓練中、誤って訓練塔から転落した

団体区分：市町村等

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：30歳台

災害発生年月：令和元年9月

傷病名：頭部損傷 頭蓋骨骨折 頭部打撲

(概要)

被災職員は救助訓練中、訓練塔から対岸に見立てた別の訓練塔に向けてロープを投げ渡す際に、誤って訓練塔から転落し、死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 消防訓練時安全管理要綱の全部改正
- 2 消防救助訓練時安全管理マニュアルの制定
- 3 中州救助訓練マニュアルの制定
- 4 安全ネットの仕様変更
- 5 安全マットの更新整備
- 6 訓練塔の塔上における使用しない開口部の閉鎖措置
- 7 訓練場に訓練中の注意事項について掲示

- 8 フルハーネス墜落制止用器具の新規整備
- 9 慘事ストレス研修の実施
- 10 P T S Dストレスチェックの実施
- 11 公務災害防止研修会の実施
- 12 安全管理対策訓練の実施

【事例 17】小規模貯水槽調査業務に従事していた際、タラップが破損し転落した

団体区分：市町村等 職員の区分：電気・ガス・水道事業職員

死亡年齢：60歳台 災害発生年月：令和2年1月

傷病名：重症頭部外傷

(概要)

被災職員はビルの屋上で小規模貯水槽調査業務に従事していた際、屋上の高さ3.8mのタラップを上っていたところ、タラップが破損したため転落して頭部を負傷し、翌日死亡した。

(安全・衛生対策)

各所属に現場作業における事故防止について通知を発出し、注意喚起を行うとともに、作成済の作業マニュアルに注意箇所に関する具体的な安全確認方法を追記し、安全が確認できない場合の対応を徹底した。また、新たに安全確認責任者及び点検担当者を選任することにより、安全管理体制を確立した。

【事例 18】護岸の点検作業を実施中、護岸から転落した

団体区分：一部事務組合等 職員の区分：その他の職員

死亡年齢：50歳台 災害発生年月：平成30年10月

傷病名：頸髄損傷 前額部挫傷

(概要)

被災職員は護岸の点検作業中に護岸から転落した。顔を半分程度水に浸け、うつぶせの状態で倒れているのを同僚職員が発見し、病院に搬送されたが死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

点検業務において、高所等での作業禁止を点検出発時に上司が確認している。また、保護具（ヘルメット・ライフジャケット等）の着用の徹底及び複数人でお互いの視界に入る範囲での点検実施を行っている。

第3 統 計 表

第3 統計表

(令和元年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	26
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	27
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	28
第4表	年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数	28
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	29
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	30
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	31
第8表	交通事故による公務上死亡者数	32
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	33
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	33
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	33
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	34
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	34

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

	一般常勤職員数(人) (4月1日現在)(A)	公務上死者数(人)(B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000	公務災害 認定件数
発生年度				
昭和48	2,744,959	159	5.79	33,076
49	2,857,336	153	5.35	32,312
50	2,940,066	137	4.66	31,609
51	2,968,675	122	4.11	32,016
52	3,012,304	104	3.45	32,227
53	3,065,674	89	2.90	32,210
54	3,118,275	82	2.63	32,532
55	3,167,744	106	3.35	31,986
56	3,205,718	72	2.25	32,332
57	3,224,815	79	2.45	32,092
58	3,231,650	82	2.54	31,603
59	3,230,740	88	2.72	31,106
60	3,222,019	70	2.17	32,603
61	3,217,016	61	1.90	31,293
62	3,216,930	53	1.65	31,493
認定年度				
63	3,215,470	70	2.18	28,582
平成元年	3,218,752	70	2.17	28,273
2	3,228,318	78	2.42	27,804
3	3,241,911	61	1.88	28,421
4	3,254,291	70	2.15	27,869
5	3,270,841	49	1.50	27,604
6	3,282,492	70	2.13	27,128
7	3,278,332	75	2.29	27,852
8	3,274,481	58	1.77	27,734
9	3,267,118	65	1.99	27,986
10	3,249,494	61	1.88	28,223
11	3,232,153	46	1.42	27,754
12	3,204,292	43	1.34	28,287
13	3,171,532	43	1.36	28,922
14	3,144,323	45	1.43	28,501
15	3,117,004	50	1.60	29,205
16	3,083,597	50	1.62	28,849
17	3,042,122	53	1.74	28,387
18	3,001,475	53	1.77	28,195
19	2,954,712	46	1.56	27,346
20	2,902,843	46	1.58	26,525
21	2,858,654	38	1.33	25,256
22	2,818,455	32	1.14	25,186
23	2,792,448	314	11.24	25,714
24	2,774,250	51	1.84	25,507
25	2,757,942	38	1.38	25,542
26	2,745,644	35	1.27	25,312
27	2,740,082	41	1.50	24,833
28	2,739,041	45	1.64	25,358
29	2,744,438	35	1.28	26,211
30	2,738,755	37	1.35	26,517
令和元年	2,742,638	44	1.60	26,390

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害（死亡）発生状況調査結果の概要」（昭和53年3月）、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 平成23年度以降の公務上死者数には東日本大震災起因のものを含む。

(注4) 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注5) 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(注) () 内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体区分	都道府県	指定都市	市・特別区	町村	一部事務組合等	合計
義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	6	-	-	-	-	6
警察職員	消防職員	4	-	-	-	-	4
消防職員		2	1	-	-	1	4
電気・ガス・水道事業職員		-	1	2	-	-	3
運輸事業職員		-	2	1	-	-	3
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-
その他の職員		7	1	4	1	2	15
合計	計	25	5	7	4	3	44
構成比		56.8%	11.4%	15.9%	9.1%	6.8%	100.0%

第4表 年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

団体区分 職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
30～39歳	1	4	-	-	-	-	-	-	5	10
40～49歳	-	-	2	2	1	-	-	-	3	8
50～59歳	4	5	2	-	-	-	-	-	6	17
60歳以上	-	-	-	2	2	3	-	-	-	7
合計	6	9	4	4	3	3	-	-	15	44

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死者者数

(人)

事故の型	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
墜 落 ・ 転 落		1	1	-	1	1	-	-	-	5	9	20.5%
転 倒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激 突		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飛 来 ・ 落 下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩 壊 ・ 倒 壊		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激 突 さ れ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
切 れ ・ こ す れ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏 み 抜 き		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お ぼ れ		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.3%
高温・低温の物との接触		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有害物等との接触		-	-	-	1	1	3	-	-	-	5	11.4%
感 電		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆 発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破 裂		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交 通 事 故		-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	4.5%
動作の反動・無理な動作		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故 意 の 加 害 行 為		-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
汚 染 血 液 に よ る 事 故		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		5	8	3	2	-	-	-	-	8	26	59.1%
合 計		6	9	4	4	3	3	-	-	15	44	100.0%

第6表 起因物別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
起因物												
動力機械	建設用等機械 動力クレーン等 その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通手段	乗用車 バス 鉄道車両 バイク 自転車 トラック等 その他の交通手段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1 2.3%
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.3%
注 射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装置等	装置、設備 人力機械工具等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仮設物、建築物、構築物等		1	-	-	-	2	-	-	-	3	6	13.6%
物質等	危険物・有害物等 材料 荷物 石綿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	2	1	3	-	-	-	6	13.6%
環境等	地山・岩石 立木等 水 異常環境等 高温・低温環境等 動物 風雪 その他	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	4.5%
	小計	-	-	-	1	-	-	-	-	3	4	9.1%
人間		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
その他の起因物		3	5	3	1	-	-	-	-	3	15	34.1%
起因物なし		1	4	1	-	-	-	-	-	5	11	25.0%
合計		6	9	4	4	3	3	-	-	15	44	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死者数

(人)

職員区分		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
認定事由												
負傷	自己の職務遂行中	1	-	-	1	1	-	-	-	2	5	11.4%
	訓練練習中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.3%
	出退勤途中(公務上のもの)	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	4.5%
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不安全又は管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
疾病	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	-	1	1	2	-	-	-	4	9	20.5%
	公務上の負傷による疾病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職業病	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	4.5%
	脳疾患	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.5%
	心疾患	2	2	2	-	-	-	-	-	2	8	18.2%
	精神疾患	1	7	-	1	-	-	-	-	8	17	38.6%
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他公務起因性の明らかな疾病	呼吸引起性の明らかな疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	肝臓疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	4.5%
	胸腹部臓器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	1	-	-	2	-	-	-	3	6.8%
計		5	9	3	3	1	3	-	-	10	34	77.3%
その他の死亡		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.3%
合計		6	9	4	4	3	3	-	-	15	44	100.0%

(注) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死者数

	一般常勤職員数(人) (4月1日現在) (A)	交通事故による 公務上死者数 (人・構成比) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000
発生年度			
昭和 5 2	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
5 3	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
5 4	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
5 5	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
5 6	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
5 7	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
5 8	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
5 9	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
6 0	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
6 1	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
6 2	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
平成 元年	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
6 3	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
1 0	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
1 1	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
1 2	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
1 3	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
1 4	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
1 5	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
1 6	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
1 7	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
1 8	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
1 9	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
2 0	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
2 1	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
2 2	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
2 3	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
2 4	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
2 5	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
2 6	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
2 7	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
2 8	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
2 9	2,744,438	2 (5.7%)	0.07
3 0	2,738,755	7 (18.9%)	0.26
令和 元年	2,742,638	2 (4.5%)	0.07

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死者数、昭和63年度からは認定年度による死者数である。

(注2) 交通事故による公務上死者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死者数」欄の()書は、全公務上死者数に占める交通事故による死者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率(10万人当たり・人)は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		-	-	-	-	-	-	-
消防職員		-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	1	-	1
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	-	-	1	-	1
合計		-	-	-	-	2	-	2

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死者数

(人)

傷病部位	職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
頭部		1	-	-	-	1	-	-	-	3	5	11.4%
頸部		-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2.3%
胴体		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.5%
肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下肢		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合部位		-	-	1	1	1	-	-	-	2	5	11.4%
疾病		3	6	3	2	1	3	-	-	9	27	61.4%
部位不明		-	2	-	1	-	-	-	-	1	4	9.1%
合計		6	9	4	4	3	3	-	-	15	44	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死者数

(人)

	負傷	疾患	その他の死亡	合計	構成比
本庁	-	1	-	1	2.3%
出先機関・施設等	2	6	-	8	18.2%
道路(交差点を含む)	2	-	1	3	6.8%
自宅	-	15	-	15	34.1%
その他	5	12	-	17	38.6%
合計	9	34	1	44	100.0%

第12表 職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	正規の勤務時間勤務中	時間外勤務中	出張中	訓練・研修中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計	
義務教育学校職員		3	-	-	-	-	-	-	3	6
義務教育学校職員以外の教育職員		1	2	-	-	-	-	-	6	9
警察職員		1	-	-	-	-	-	-	3	4
消防職員		1	-	1	-	-	-	-	2	4
電気・ガス・水道事業職員		2	-	-	-	-	-	1	-	3
運輸事業職員		1	-	-	-	-	-	-	2	3
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-	-	-
船員		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		3	-	1	1	-	2	8	15	
合	計		12	2	2	1	-	3	24	44

第13表 事故の型別・起因物別公務上死亡者数

(人)

事故の型	起因物	動力機械	交 通 手 段					注 射	装置等 装 置 、 射 針	假設物 危 險 物 ・ 材 建 築 物 、 荷 工 具 等 等 等 等	物 質 等					環 境 等					人 の 其 他 の 起 因 物 な し 間	起 因 物 な し 計				
			建 設 用 等 機 械 等	動 力 ク レ ン 等	そ の 他 の 動 力 機 械	乘 用 車	バ 士	鉄 道	バ イ ク	自 転 車	ト ラ ック	そ の 他 の 交 通 手 段	地 山 ・ 岩 石	立 木 木 綿	異 常 環 境	高 温 ・ 低 温 環 境	動 環 境	風 雪 物	そ の 他 の 環 境	人 の 其 他 の 起 因 物 な し 間						
墜落・転落	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	9		
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1		
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
有害物等との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	5		
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
交通事故	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-		
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	12	11	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	6	-	-	-	6	2	-	1	1	-	-	1	15	11
																									44	

分類項目区分

1 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の商学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員をいう。
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員（水道事業には、簡易水道事業を含む。）をいう。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

2 被災時の勤務態様別

分類項目	説明等
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時間外勤務中	
出張中	公用外出を含む。
訓練・研修中	
宿・日直勤務中	
通勤途上	
その他の	勤務についていない場合等を含む。

3 事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動搖して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドア、パックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（灰等を含む。）足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。

分類項目	説明等
激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
はまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下にばく露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない（これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する。）。
感電	帯電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰となったような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等に起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

(注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいう。

2 分類方法 分類にあたっては、次の各号により適切なものを選択する。

イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又はばく露されたかを示すものを選択する。

ロ 特掲事故（爆発、破裂、火災又は交通事故）、有害物等との接触、感電、故意の加害行為を最優先して選択し、その優先順は、故意の加害行為、爆発、破裂、汚染血液による事故、有害物等との接触、火災、交通事故の順とする。

ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。

a 災害防止対策を考える場合での重要度による。

b 発端となった現象による。

c 分類番号の若い順による。

4 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	<p>①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。</p> <p>②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。</p> <p>③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。</p> <p>④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。</p>
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベータ、リフト、揚貨装置（船舶）、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モータブロッカ、ワインチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリューコンベア等をいう。
	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、ブリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鋸圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、プロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
注射針等		

大分類	中分類	説明等
装 置 等	装置、設備	<p>①圧力容器 ボイラ、加熱器、蒸煮器、スチームアキュームレータ、圧縮空気タンク、酸素ボンベ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器等をいう。</p>
	人 力 機 械 工 具 等	<p>①人力クレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p> <p>⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。</p> <p>⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。</p> <p>⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。</p>
仮 設 物 、 建 築 物 、 構 築 物 等	仮設物、建築物、構築物等	<p>①足場</p> <p>②支保工</p> <p>③階段、棧橋</p> <p>④開口部 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑤屋根、はり、もや、けた、合掌</p> <p>⑥作業床、歩み板</p> <p>⑦通路 主として作業面としての分類である。</p> <p>⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む。）、建造中の船舶等をいう。</p> <p>⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。</p>

大分類	中 分 類	説 明 等
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石綿	
環境等	地山・岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立木等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬嗜み等をいう。
	風雪	雪上での滑り事故等をいう。
	その他	上記に分類されない植物等をいう。
人間		
その他	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起因物なし	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 1 定義 起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置、その他の物又は環境等をいう。
- 2 分類の方法 分類にあたっては、次の各号により適正なものを選択する。
 - イ 災害にあたっての主因であって、何らかの不安全な状態が存在するものを選択する。
 - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
 - a 操作又は取り扱いをした物（墜落等の場合は作業面）
 - b 加害物（災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。）
 - c 起因物なし
 - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、二種以上の起因物が競合している場合及び起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
 - ニ 加害物が熔接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
 - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用しているときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいずれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

5 災害発生場所別

大分類	中分類	説明等
勤務公署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む。）
	出先機関・施設等	<p>①行政機関等 ア 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所 イ 同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、繭検定所、計量検定所等の行政機関 ウ 東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等</p> <p>②保育所 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>③社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項に規定する施設</p> <p>④病院 診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。</p> <p>⑤その他の施設 地方自治法第244条に規定する公の施設で前4項を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）</p>
道路	交差点	
	その他の道路	
自宅		
その他		